

## ●主な補償内容について

保険金・特約の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合												
<b>損害保険金・水害保険金</b> (対象となる事故) ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹災・雪災 (建物、設備・ <sup>しやうそ</sup> 器具等、商品・製品等については損害額が20万円以上となった場合) ⑤建物外部からの物体の飛来・衝突など ⑥給排水設備または他の戸室に生じた事故による <sup>しやうす</sup> 水漏れ ⑦騒擾・集団行動・労働争議などに伴う暴力・破壊行為 ⑧盗難(商品・製品等は除きます。) ⑨通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難(家財、設備・ <sup>しやうそ</sup> 器具等を保険の対象とした場合) ⑩水災(保険の対象が建物、家財の場合は損害割合が30%以上のときまたは床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被ったとき) ⑪上記①～⑩以外の不測かつ突発的な事故(建物、家財を保険の対象とした場合) ※保険の対象が家財、設備・ <sup>しやうそ</sup> 器具等または商品・製品等である場合には、①～⑪の事故は保険証券記載の建物内における事故に限ります。	<b>★お支払いする保険金の額を算出する際に基準となる保険の対象の価額および損害額は、保険の対象の再調達価額(新価)によって算定します。</b> ただし、貴金属等については、価額によって算出し、1個、1組または1対につき30万円を超える場合は、その価額および損害額は30万円とみなします。(①～③共通) (注)保険の対象が修理可能な場合には、損害額は修理費または保険の対象の価額のいずれか低い額によって算定します。 (1)左記①～⑧、⑩の事故による損害に対する損害保険金 $\left( \begin{array}{l} \text{ご契約金額} \\ \text{イ.右記算式によって算出した額をお支払いします。} \end{array} \right) \times \frac{\text{損害額(注1)} \times \text{ご契約金額}}{\text{再調達価額(新価)} \times 60\%}$ (付保割条件付実損払特約をセットしない場合) ※左記①～⑧の事故による損害については、ご契約金額または損害額のいずれか低い額が限度。左記⑩の事故による損害については、保険の対象が建物である場合はご契約金額または損害額のそれぞれから自己負担額(注2)を控除した額のいずれか低い額、保険の対象が家財である場合は損害額から自己負担額(注2)を控除した額または30万円のいずれか低い額が限度。 ロ.保険の対象が建物、家財または設備・ <sup>しやうそ</sup> 器具等である場合(注3)において、損害割合(保険の対象の価額に対する損害額の割合)が80%以上となり、かつ、上記イの損害保険金の額および特別費用保険金の額の合計額が損害額(注1)に満たないときは、次の算式によって算出した額を、上記イの損害保険金に追加してお支払いします。 $\left( \begin{array}{l} \text{ご契約金額の2倍または損害額} \\ \text{のいずれか低い額(注4)} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{上記イの損害} \\ \text{保険金の額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{特別費用} \\ \text{保険金の額} \end{array} \right)$ (注1)左記⑩の事故による損害については、損害額から自己負担額(注2)を控除した額とします。 (注2)自己負担額は、保険の対象が建物である場合は1事故につき1万円、保険の対象が家財である場合は1事故につき3,000円です。 (注3)左記⑩の事故による損害については、保険の対象が建物である場合に限ります。 (注4)左記⑩の事故による損害については、ご契約金額の2倍または損害額のいずれか低い額から自己負担額(注2)を控除した額とします。 (2)左記⑨の事故による損害に対する損害保険金 $1 \text{ 事故につき } 1 \text{ 敷地内ごとに、次の額を限度としてお支払いします。}$ <table border="1"> <tr> <td>通貨等</td> <td>生活用、業務用とも50万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書</td> <td>生活用:200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額 業務用:300万円または設備・<sup>しやうそ</sup>器具等のご契約金額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>乗車券等</td> <td>生活用、業務用とも5万円</td> </tr> </table> (3)左記⑩の事故による損害に対する水害保険金 $\text{イ.次の算式によって算出した額をお支払いします。}$ <table border="1"> <tr> <td>保険の対象</td> <td>水害保険金の額</td> </tr> <tr> <td>建物、家財</td> <td>ご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額×損害割合</td> </tr> <tr> <td>設備・<sup>しやうそ</sup>器具等、商品・製品等</td> <td>ご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額×5% (1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度)</td> </tr> </table> ロ.保険の対象が建物または家財である場合において、損害割合が80%以上となり、かつ、上記イの水害保険金の額および特別費用保険金の額の合計額が損害額に満たないときは、次の算式によって算出した額を、上記イの水害保険金に追加してお支払いします。 $\left( \begin{array}{l} \text{ご契約金額の2倍または損害額} \\ \text{のいずれか低い額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{上記イの水害} \\ \text{保険金の額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{特別費用} \\ \text{保険金の額} \end{array} \right)$	通貨等	生活用、業務用とも50万円	預貯金証書	生活用:200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額 業務用:300万円または設備・ <sup>しやうそ</sup> 器具等のご契約金額のいずれか低い額	乗車券等	生活用、業務用とも5万円	保険の対象	水害保険金の額	建物、家財	ご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額×損害割合	設備・ <sup>しやうそ</sup> 器具等、商品・製品等	ご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額×5% (1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度)	<b>【共通の事項】</b> ●ご契約者または被保険者の故意・重大な過失、法令違反 ●ご契約者または被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触 ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力・破壊行為 ●保険の対象(家財、設備・ <sup>しやうそ</sup> 器具等)の置忘れまたは紛失 ●火災などの事故の際における保険の対象の盗難 ●保険の対象である動産が保険証券記載の建物外にある間に生じた盗難(ただし、持ち出し家財に該当する場合はお支払いします。) ●持ち出し家財である自転車・原動機付自転車の盗難 ●持ち出し家財の置引き、車上ねらい ●運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変・暴動 ●地震等(ただし、地震火災費用保険金はお支払いします。) ●核燃料物質、核燃料物質に汚染された物の特性による事故 <span style="float:right">など</span> <b>&lt;ご注意&gt;</b> ●次の物は保険の対象となりません。 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、カヌーおよびボートを含みます。)、航空機、自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は自動車には含まれないため、保険の対象となります。) ・通貨等、預貯金証書、乗車券等(ただし、左記⑩および⑫-3の損害の場合は、保険の対象となります。) ・有価証券、印紙、切手 ・動物、植物などの生物 ・稿本、設計書、図案、 <sup>しやうがた</sup> 鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿 ・テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ類 <span style="float:right">など</span> <b>【左記⑩および⑫-2固有の事項】</b> ●差押え、取用など国または公共団体の公権力の行使による損害 ●自然の消耗、劣化、さび、かび、変質、ねずみ食い、虫食いなどによる損害 ●保険の対象の欠陥による損害 ●被保険者と生計を共にする親族または保険の対象の使用・管理を委託された者の故意による損害 ●保険の対象に対する加工、修理などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣による損害 ●不測かつ突発的な外来の事故を直接の原因としない電氣的・機械的事故による損害 ●詐欺・横領による損害 ●土地の沈下、隆起、移動、振動などによる損害(※1) ●すり傷、 <sup>かきず</sup> 掻き傷、塗料のはがれなど外観の損傷または汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ●風、雨などの吹込み・漏入(※1) ●齧歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡について生じた損害 ●楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損 ●楽器の音色または音質の変化 ●給排水設備に生じた損害(※1) ●電球、ブラウン管などの管球類に生じた損害(※1) ●次の物に生じた損害(※2) ・携帯電話などの移動体通信端末機器 ・携帯式電子事務機器(ノート型パソコン、電子手帳など) ・ラジオコントロール模型 ・自転車、原動機付自転車 ・雪上オートバイ、ゴーカート ・サーフボード、ウィンドサーフィン <span style="float:right">など</span> ●山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間のその運動のための用具に生じた損害(※2) (※1)⑩の場合のみ (※2)⑫-2の場合のみ <span style="float:right">など</span>
通貨等	生活用、業務用とも50万円													
預貯金証書	生活用:200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額 業務用:300万円または設備・ <sup>しやうそ</sup> 器具等のご契約金額のいずれか低い額													
乗車券等	生活用、業務用とも5万円													
保険の対象	水害保険金の額													
建物、家財	ご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額×損害割合													
設備・ <sup>しやうそ</sup> 器具等、商品・製品等	ご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額×5% (1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度)													
<b>損害防止費用</b> <b>オプション</b> 建物付属機械設備等 電氣的・機械的事故補償特約 (建物を保険の対象とした場合)  <b>オプション</b> 建物罹災時の 仮すまい費用補償特約  <b>オプション</b> 地震災害による 仮すまい費用補償特約 (地震保険をご契約いただいた場合に限りセットすることができます。)  <b>オプション</b> 地震災害による 仮すまい費用補償特約 (地震保険をご契約いただいた場合に限りセットすることができます。) (5)建物に対し警察その他の行政機関により立入禁止などの処置がとられたこと。	左記①～③の事故で損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支払った場合、右記の額をお支払いし $\text{実費} \times \frac{\text{ご契約金額}}{\text{再調達価額(新価)} \times 60\%}$ (実費が限度) エレベーターなど建物の付属機械設備等 <sup>※</sup> について、電氣的・機械的事故によって生じた損害について損害保険金をお支払いします。(1事故につき自己負担額1万円) ※「建物の付属機械設備等」の詳細につきましては、安心ガイド(ご契約のしおり)に記載の建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約をご覧ください。 左記①～⑪の事故で損害保険金または水害保険金をお支払いする場合において、建物に再調達価額(新価)の20%以上の損害が生じ、または建物が住宅としての機能を著しく欠く状態となったことにより発生した仮すまいのための宿泊・賃借費用および移転費用をお支払いします。ただし、1事故につき人数×1万円×支払対象日数、または100万円のいずれか低い額が限度となります。 地震等を原因とする次に掲げる事由のいずれかにより保険証券記載の建物に住めなくなった際の宿泊・賃借費用および移転費用をお支払いします。ただし、1事故につき人数×1万円×支払対象日数、または100万円のいずれか低い額が限度となります。 (1)建物に再調達価額(新価)の20%以上の損害が生じたこと。 (2)建物の焼失または流失した部分の床面積が20%以上となる損害が生じたこと。 (3)地すべりその他の災害により、建物に急迫した危険が生じたため、その建物に居住することが不可能または危険な状態となったこと。 (4)建物への電気、ガス、水道のいずれかの供給が12時間以上中断したこと。 (5)建物に対し警察その他の行政機関により立入禁止などの処置がとられたこと。	<b>【「失火見舞費用保険金」固有の事項】</b> ●第三者の所有物で被保険者以外の方が占有する部分から発生した火災、破裂・爆発による損害 <span style="float:right">など</span> ●煙損害または臭気付着による損害  <b>【「水道管修理費用保険金」固有の事項】</b> ●第三者の所有物で被保険者以外の方が占有する部分の専用水道管に生じた損壊 ●パッキングのみに生じた損壊 <span style="float:right">など</span>  <b>【「建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約」固有の事項】</b> ●次の機械設備等は電氣的・機械的事故の保険の対象となりません。 ・ベルト、ワイヤロープ(エレベーターのワイヤロープを除きます。)、管球類 ・コンクリート製・ゴム製布製の機器または器具 ・消火剤、薬液、レンガ ・ボイラ <span style="float:right">など</span>  左記の事由が地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した場合												
<b>⑫持ち出し家財保険金</b> (家財を保険の対象とした場合)	保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財に、次のような事故により損害が生じた場合、次の額をお支払いします。 ※持ち出し家財の破損損害等補償特約 <b>オプション</b> をセットされた場合には、⑫-2および⑫-3がお支払いの対象となります。 <table border="1"> <tr> <td>事故の種類</td> <td>お支払いする保険金の額</td> </tr> <tr> <td>日本国内における上記①～⑧の事故</td> <td>損害額(1事故につき家財のご契約金額の20%または100万円のいずれか低い額が限度)</td> </tr> <tr> <td>日本国内における上記①～⑧以外の不測かつ突発的な事故、日本国外における不測かつ突発的な事故(⑫-2)</td> <td>1事故につき損害額から3,000円(自己負担額)を差し引いた額(1事故につき50万円が限度)</td> </tr> <tr> <td>保険証券記載の建物外における被保険者が携行している生活用の通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難(⑫-3)</td> <td>損害額(1事故につき通貨等・乗車券等:5万円、預貯金証書:50万円が限度)</td> </tr> </table>	事故の種類	お支払いする保険金の額	日本国内における上記①～⑧の事故	損害額(1事故につき家財のご契約金額の20%または100万円のいずれか低い額が限度)	日本国内における上記①～⑧以外の不測かつ突発的な事故、日本国外における不測かつ突発的な事故(⑫-2)	1事故につき損害額から3,000円(自己負担額)を差し引いた額(1事故につき50万円が限度)	保険証券記載の建物外における被保険者が携行している生活用の通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難(⑫-3)	損害額(1事故につき通貨等・乗車券等:5万円、預貯金証書:50万円が限度)	●詐欺・横領による損害 ●土地の沈下、隆起、移動、振動などによる損害(※1) ●すり傷、 <sup>かきず</sup> 掻き傷、塗料のはがれなど外観の損傷または汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ●風、雨などの吹込み・漏入(※1) ●齧歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡について生じた損害 ●楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損 ●楽器の音色または音質の変化 ●給排水設備に生じた損害(※1) ●電球、ブラウン管などの管球類に生じた損害(※1) ●次の物に生じた損害(※2) ・携帯電話などの移動体通信端末機器 ・携帯式電子事務機器(ノート型パソコン、電子手帳など) ・ラジオコントロール模型 ・自転車、原動機付自転車 ・雪上オートバイ、ゴーカート ・サーフボード、ウィンドサーフィン <span style="float:right">など</span> ●山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間のその運動のための用具に生じた損害(※2) (※1)⑩の場合のみ (※2)⑫-2の場合のみ <span style="float:right">など</span>				
事故の種類	お支払いする保険金の額													
日本国内における上記①～⑧の事故	損害額(1事故につき家財のご契約金額の20%または100万円のいずれか低い額が限度)													
日本国内における上記①～⑧以外の不測かつ突発的な事故、日本国外における不測かつ突発的な事故(⑫-2)	1事故につき損害額から3,000円(自己負担額)を差し引いた額(1事故につき50万円が限度)													
保険証券記載の建物外における被保険者が携行している生活用の通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難(⑫-3)	損害額(1事故につき通貨等・乗車券等:5万円、預貯金証書:50万円が限度)													
<b>⑬電化製品損害保険金</b> (家財を保険の対象とした場合) ※保険証券記載の建物内における事故に限ります。	電化製品(注)が電氣的・機械的事故により故障した場合、1事故につき損害額から3,000円(自己負担額)を控除した額をお支払いします。(1事故につき30万円が限度) (注)電化製品とは、電力をコンセントにより取り入れて作動するものをいい、電池のみで作動するものを含みません。また、保険金のお支払いの対象となる電化製品は、新品にて購入した日(購入した日が確認できない場合は製造日)からその日を含めて3年以内のものに限り、空調設備、電気設備または給排水設備などの建物付属設備は除きます。ただし、保険証券記載の建物の建築後に取り付けられた冷暖房装置は対象となります。なお、保険金ご請求の際には、領収証・保証書などの購入日・保証内容が確認できる資料をご提出ください。	●詐欺・横領による損害 ●土地の沈下・隆起 ●すり傷、 <sup>かきず</sup> 掻き傷、塗料のはがれなどの外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害 ●電球・ブラウン管などの管球類に単独に生じた事故 ●風・雨・雹 <sup>ひょう</sup> もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入 <span style="float:right">など</span>												
<b>臨時費用保険金</b>	上記①～⑦の事故で損害保険金をお支払いする場合、上記(1)イの損害保険金の30%をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに、住居専用建物の場合は100万円、それ以外は500万円が限度)													
<b>残存物取片づけ費用保険金</b>	上記①～⑦の事故で損害保険金をお支払いする場合において、損害が生じた保険の対象の取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用が生じた場合、実際に支出した費用をお支払いします。(上記(1)イの損害保険金の10%が限度)	など												

保険金・特約の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合								
<b>失火見舞費用保険金</b>	左記①・③の事故で第三者の所有物に損害を与えた場合、被災世帯数×50万円をお支払いします。(1事故につきご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額の20%が限度)	<b>【「失火見舞費用保険金」固有の事項】</b> ●第三者の所有物で被保険者以外の方が占有する部分から発生した火災、破裂・爆発による損害 <span style="float:right">など</span> ●煙損害または臭気付着による損害								
<b>地震火災費用保険金</b>	地震等を原因とする火災により建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合、ご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額の5%をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに300万円が限度)	など								
<b>修理付帯費用保険金</b>	左記①～⑧・⑩・⑪の事故により保険の対象に損害が生じ、その復旧のために原因調査費用や仮修理費用などが生じた場合、必要かつ有益な費用に対して、その実費をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに、住居専用建物の場合はご契約金額もしくは再調達価額(新価)のいずれか低い額の10%または100万円のいずれか低い額、それ以外はご契約金額もしくは再調達価額(新価)のいずれか低い額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)	<b>【「水道管修理費用保険金」固有の事項】</b> ●第三者の所有物で被保険者以外の方が占有する部分の専用水道管に生じた損壊 ●パッキングのみに生じた損壊 <span style="float:right">など</span>  <b>【「建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約」固有の事項】</b> ●次の機械設備等は電氣的・機械的事故の保険の対象となりません。 ・ベルト、ワイヤロープ(エレベーターのワイヤロープを除きます。)、管球類 ・コンクリート製・ゴム製布製の機器または器具 ・消火剤、薬液、レンガ ・ボイラ <span style="float:right">など</span>								
<b>水道管修理費用保険金</b>	保険証券記載の建物の専用水道管が凍結によりこわれ、これを自己の費用で修理した場合、その実費をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに10万円が限度)									
<b>ドアロック交換費用保険金</b>	日本国内において鍵が盗まれ、保険証券記載の建物のドアロック(錠)の交換費用が生じた場合、その実費をお支払いします。 (ドアロック(錠)1個ごとに3万円が限度、1事故につき合計200万円が限度)									
<b>特別費用保険金</b> (建物、家財、設備・ <sup>しやうそ</sup> 器具等を保険の対象とした場合)	次の事故により保険の対象に損害割合が80%以上となる損害が生じた場合、左記(1)イの損害保険金または左記(3)イの水害保険金の10%をお支払いします。 (1事故につき1敷地内ごとに200万円が限度) <table border="1"> <tr> <td>保険の対象</td> <td>建物</td> <td>家財</td> <td>設備・<sup>しやうそ</sup>器具等</td> </tr> <tr> <td>対象となる事故</td> <td>左記①～⑧・⑩・⑪の事故</td> <td>左記①～⑧・⑩の事故</td> <td>左記①～⑧の事故</td> </tr> </table>	保険の対象	建物	家財	設備・ <sup>しやうそ</sup> 器具等	対象となる事故	左記①～⑧・⑩・⑪の事故	左記①～⑧・⑩の事故	左記①～⑧の事故	
保険の対象	建物	家財	設備・ <sup>しやうそ</sup> 器具等							
対象となる事故	左記①～⑧・⑩・⑪の事故	左記①～⑧・⑩の事故	左記①～⑧の事故							
<b>損害防止費用</b>	左記①～③の事故で損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支払った場合、右記の額をお支払いし $\text{実費} \times \frac{\text{ご契約金額}}{\text{再調達価額(新価)} \times 60\%}$ (実費が限度) エレベーターなど建物の付属機械設備等 <sup>※</sup> について、電氣的・機械的事故によって生じた損害について損害保険金をお支払いします。(1事故につき自己負担額1万円) ※「建物の付属機械設備等」の詳細につきましては、安心ガイド(ご契約のしおり)に記載の建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約をご覧ください。	<b>【「建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約」固有の事項】</b> ●次の機械設備等は電氣的・機械的事故の保険の対象となりません。 ・ベルト、ワイヤロープ(エレベーターのワイヤロープを除きます。)、管球類 ・コンクリート製・ゴム製布製の機器または器具 ・消火剤、薬液、レンガ ・ボイラ <span style="float:right">など</span>								
<b>オプション</b> 建物付属機械設備等 電氣的・機械的事故補償特約 (建物を保険の対象とした場合)	エレベーターなど建物の付属機械設備等 <sup>※</sup> について、電氣的・機械的事故によって生じた損害について損害保険金をお支払いします。(1事故につき自己負担額1万円) ※「建物の付属機械設備等」の詳細につきましては、安心ガイド(ご契約のしおり)に記載の建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約をご覧ください。	<b>【「建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約」固有の事項】</b> ●次の機械設備等は電氣的・機械的事故の保険の対象となりません。 ・ベルト、ワイヤロープ(エレベーターのワイヤロープを除きます。)、管球類 ・コンクリート製・ゴム製布製の機器または器具 ・消火剤、薬液、レンガ ・ボイラ <span style="float:right">など</span>								
<b>オプション</b> 建物罹災時の 仮すまい費用補償特約	左記①～⑪の事故で損害保険金または水害保険金をお支払いする場合において、建物に再調達価額(新価)の20%以上の損害が生じ、または建物が住宅としての機能を著しく欠く状態となったことにより発生した仮すまいのための宿泊・賃借費用および移転費用をお支払いします。ただし、1事故につき人数×1万円×支払対象日数、または100万円のいずれか低い額が限度となります。	左記の事由が地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した場合								
<b>オプション</b> 地震災害による 仮すまい費用補償特約 (地震保険をご契約いただいた場合に限りセットすることができます。)  <b>オプション</b> 地震災害による 仮すまい費用補償特約 (地震保険をご契約いただいた場合に限りセットすることができます。) (5)建物に対し警察その他の行政機関により立入禁止などの処置がとられたこと。	左記①～⑪の事故で損害保険金または水害保険金をお支払いする場合において、建物に再調達価額(新価)の20%以上の損害が生じ、または建物が住宅としての機能を著しく欠く状態となったことにより発生した仮すまいのための宿泊・賃借費用および移転費用をお支払いします。ただし、1事故につき人数×1万円×支払対象日数、または100万円のいずれか低い額が限度となります。 地震等を原因とする次に掲げる事由のいずれかにより保険証券記載の建物に住めなくなった際の宿泊・賃借費用および移転費用をお支払いします。ただし、1事故につき人数×1万円×支払対象日数、または100万円のいずれか低い額が限度となります。 (1)建物に再調達価額(新価)の20%以上の損害が生じたこと。 (2)建物の焼失または流失した部分の床面積が20%以上となる損害が生じたこと。 (3)地すべりその他の災害により、建物に急迫した危険が生じたため、その建物に居住することが不可能または危険な状態となったこと。 (4)建物への電気、ガス、水道のいずれかの供給が12時間以上中断したこと。 (5)建物に対し警察その他の行政機関により立入禁止などの処置がとられたこと。	<b>【共通の事項】</b> ●ご契約者または被保険者の故意 ●地震等、戦争その他の変乱 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任 <span style="float:right">など</span> <b>【「個人賠償責任補償特約」固有の事項】</b> ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●借用財物の損壊などによる損害賠償責任 ●航空機、車両・船舶(主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。) ●または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 <span style="float:right">など</span> <b>【「借家人賠償責任総合補償特約」固有の事項】</b> ●差押え、没収などの公権力の行使 ●欠陥、自然の消耗・劣化、さび・かび・腐食その他類似の事由、虫食い ●電氣的・機械的事故 ●詐欺・横領 ●土地の沈下・隆起 ●すり傷、 <sup>かきず</sup> 掻き傷、塗料のはがれなどの外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害 ●電球・ブラウン管などの管球類に単独に生じた事故 ●風・雨・雹 <sup>ひょう</sup> もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入 <span style="float:right">など</span>								
<b>オプション</b> 個人賠償責任補償特約  <b>オプション</b> 借家人賠償責任総合 補償特約	次の偶然な事故により、ご本人(注1)またはご家族(注2)が他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金(注3)をお支払いします(1事故につき個人賠償責任支払限度額が限度)。また、訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 ①日常生活にかかわる偶然な事故 ②保険証券記載の住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故 (注1)「ご本人」とは保険証券記載のこの特約の被保険者本人欄に記載された方をいいます。 (注2)「ご家族」とは、ご本人の配偶者の方、ご本人またはその配偶者の方と生計を共にする同居の親族の方、ご本人またはその配偶者の方と生計を共にする別居の未婚のお子様(婚姻歴のない方)をいいます。 (注3)賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。	<b>【共通の事項】</b> ●ご契約者または被保険者の故意 ●地震等、戦争その他の変乱 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任 <span style="float:right">など</span> <b>【「個人賠償責任補償特約」固有の事項】</b> ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●借用財物の損壊などによる損害賠償責任 ●航空機、車両・船舶(主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。) ●または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 <span style="float:right">など</span> <b>【「借家人賠償責任総合補償特約」固有の事項】</b> ●差押え、没収などの公権力の行使 ●欠陥、自然の消耗・劣化、さび・かび・腐食その他類似の事由、虫食い ●電氣的・機械的事故 ●詐欺・横領 ●土地の沈下・隆起 ●すり傷、 <sup>かきず</sup> 掻き傷、塗料のはがれなどの外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害 ●電球・ブラウン管などの管球類に単独に生じた事故 ●風・雨・雹 <sup>ひょう</sup> もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入 <span style="float:right">など</span>								

## ●用語のご説明

用語	ご説明
設備・ <sup>しやうそ</sup> 器具等	設備、装置、機械、器具、工具、 <sup>しやうそ</sup> 器または備品をいいます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
乗車券等	鉄道、バス、船舶、航空機などの乗車船券・航空券(定期券を含みます。)、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、 <sup>しやうりやう</sup> 骨董、彫刻物、その他の美術品をいいます。
再調達価額(新価)	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額をいいます。
時価	損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。
明記物件	明記物件補償特約の保険の対象として、ご契約金額とともに保険証券に明記された1個、1組または1対ごとの価額が30万円を超える貴金属等をいいます。